

郡上ソフトテニスクラブ 会則

名称および組織

このクラブは郡上ソフトテニスクラブといい、コーチ、フロント等のスタッフと会員、また、会員の保護者から成り立つ。

クラブの目的

クラブに所属する会員が、ソフトテニスを楽しみ、ソフトテニスを通じて、

- 個人の能力と適性に応じたソフトテニス技術を伸ばす。
- ソフトテニスを通じて、体力の向上を目指す。
- ソフトテニスを通じて、1人ひとりの可能性を引き出し、社会で通用する人間形成を行う。また、様々な試合に出場し、優勝を目指す。
- 地域コミュニティを形成する。

活動内容

このクラブは、以下の活動を行っていく。

1. ソフトテニスの技術習得と健康作りのため、月・火・水・金・土・日曜日に 2~5 時間程度の練習、またはレクレーションテニスを実施する。(試合前は、遠征や強化練習として時間を延長して行う場合もある。)
2. ソフトテニス対象の各大会への参加。
3. 実践練習のため、他チームとの合同練習及び練習試合、合宿を実施。
4. その他、必要と認める活動。

入会及び入会資格

1. このクラブに入会できる者は、原則として3歳から100歳までとする。
2. 15歳以下の未成年がこのクラブに入会を希望する場合は、保護者の承諾のもとで入会申込書により申し込むものとし、当クラブ指定のスポーツ安全保険への加入を条件とする。
3. 練習場所及び試合会場へは、現地集合、現地解散を原則とし、各自（保護者）の責任で行うものとする。

4. スタッフは、郡上ソフトテニスクラブの活動を理解し、協力する意思のあるものであれば、コーチ及び、スタッフの許可を得て加入することができる。
5. クラブ内、チーム内の調和を著しく乱す行動がある会員に対しては、コーチ/スタッフの協議により退会とする。

クラブ費

クラブ費については、運営費を頂く。また、クラブの活動内容に基づき、必要と認められる場合については、必要金額を頂く。

1. 運営費 小中高生 2,000 円/毎月 (年間 24,000 円)
大人 3,000 円/毎月 (年間 36,000 円)
2. 新規入会費 3,000 円 (スポーツ安全保険料、練習ウェア、運営費)

※練習場所及び試合会場への交通費は原則個人負担とする。

※ソフトテニスに必要な個人で使う物品は個人負担とする。

安全対策及び事故責任

1. 会員は、練習内容等について、コーチの指示に従い、充分なウォーミングアップを行い、怪我等の予防に努める。
2. 練習や試合のために移動する時には、現地集合・解散を原則とし、運転者は安全な通路を利用し安全第一の運転を心掛けるものとする。
3. 事故が発生した場合、スポーツ安全保険の適用範囲内での対応とし、このクラブや指導者個人あるいは引率者に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

試合参加について

1. 試合のメンバー、ペアについては、在籍するチーム会員のうち、日頃の活動状況やチーム状況を考慮し、コーチ/スタッフで決定するものとする。(参加希望数がエントリーメンバー数を超えている場合には、試合に出られないことがある。)

補則

1. この会則に定めのない事項に関しては、この会則の趣旨にしたがって、コーチ/スタッフで協議し決定するものとする。

附則令和5年10月1日 施行